最終更新日：2021年3月31日
イーソル株式会社
代表取締役社長 長谷川 勝敏
問合せ先：社長室 03-5365-1560
証券コード：4420

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営理念の『eSOL Spirit』を『コンプライアンス基本方針』に則り実践することでステークホルダーからの信頼を確保し、お客様の利益と社会の発展に貢献することであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４ 議決権の電子投票制度】
現在、当社の海外機関投資家の比率は相対的に低いと考えており、議決権電子行使プラットフォームの利用はしておりませんが、株主の皆様による議決行使の利便性向上のため電子投票を導入いたしました。引き続き、株主の皆様の属性の変化や社会情勢を踏まえて、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備の一環として検討してまいります。

【補充原則３－１－２ 英語での情報開示・提供】
当社は英語版HPにおいて、四半期ごとの決算説明資料を掲載しております。今後の英語版招集通知の作成等の充実につきましては、海外投資家等の比率等を考慮し合理的な範囲で検討いたします。

【補充原則４－１－２ 株主への中期経営計画の説明と分析】
現在、当社では中期経営計画を公表しておりませんが、取締役会で計画の承認、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜、計画の見直しを行っております。株主、投資家の皆様に、当社の経営環境や財務状況を正しくご理解いただくための情報開示のあり方として、対処すべき課題を明確に公表するとともに、事業単年度毎の業績等の見通しを公表することとしております。

【補充原則４－10－１ 独立社外取締役の取締役の指名、報酬への関与】
当社は現在、取締役の指名・報酬等の重要な事項に係る独立した任意の諮問委員会は設置しておりませんが、取締役候補者の選定にあたっては、独立役員が過半数を占める監査等委員会の意見を得ております。

【原則４－１１ 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役会は各事業分野に精通し、海外取引にも知見のある業務執行取締役と、独立社外取締役である企業経営者としての豊富な経験を有する者1名、財務・会計に関する十分な知見を有する税理士1名および公認会計士1名で構成されております。現状の役員構成でも問題は無いものと考えておりますが、現在の取締役は男性かつ日本人となっておりますので、ジェンダーや国際性の面での多様性の確保については引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4 政策保有株式】
政策保有株式については、事業戦略、取引の維持・強化等の事業活動における必要性及び政策保有を行う経済合理性などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上につながると認められる場合に保有し、保有意義が希薄と判断した株式は、当該企業の状況を勘案した上で売却を進めるなど縮減をはかることとしています。また、取締役会による個別の政策保有株式の保有の適否検証につきましては、今後、実施できるよう準備を進めてまいります。
政策保有株式に係る議決権行使については、当社の中長期的な企業価値向上に資するか否かという観点から、取引関係や投資先企業の持続的成長等を総合的に勘案して行使することとしています。

【原則１－７ 関連当事者間の取引】
当社は、関係会社以外とは、関連当事者取引は原則行わない方針です。関係会社との取引は、有価証券報告書等に記載のとおりであり、取引にあたっては、「関連当事者取引管理規程」に基づき、取引ごとに、取引の必要性・合理性が認められ、取引条件の妥当性が確保されているか否かの確認を求め、取締役会に諮りその承認をもとに実施しております。

【原則２－６ 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、特定の企業年金基金に加入しておりませんが、従業員の資産形成のため確定拠出年金制度（401k）を導入しています。運用商品の選定等、制度に関する情報を従業員に対し定期的に提供しております。

【原則３－１ 情報開示の充実】
（ｉ）当社ホームページ(会社案内、決算説明資料)および有価証券報告書に掲載しております。
（ii）コーポレート・ガバナンスの基本方針を本報告書および有価証券報告書に記載しております。
（iii）取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、当社業績並びに各取締役の役位、職務内容及び業績等をもとにして株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。 監査等委員の報酬は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査等委員会にて決定しております。
（iv）取締役候補者の指名にあたっては、人格見識に優れ善管注意義務を適切に果たす者であることに加え、さまざまな職務歴・専門分野を考慮し、偏りのない多様な観点から当社の企業価値向上に資すると考えられる者を選出してまいります。
取締役会において、候補者の有する経験・知識・業績評価を踏まえたうえで、候補者の指名を行います。
（ｖ）取締役の選任・指名については株主総会招集通知に各候補者の経歴を示し、社外取締役についてはその選任理由を株主総会招集通知に

記載しています。

【補充原則４－１－１　取締役会の役割・責務（経営陣に対する委任の範囲）】
当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規程に定め、法令・定款・取締役会規程に従って運営しております。また、会社経営に関する全社的重要事項を協議する場として経営会議を設け、取締役会への付議についての事前審議、各事業部門の実務報告などを行い、意思決定の迅速化や業務執行の効率化を図っております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社は、社外取締役の独立性について、国内の金融商品取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係・資本関係・取引関係その他の利害関係を勘案し、その有無を判断しております。

【補充原則４－１１－１　取締役会のバランス規模等、取締役選任に関する方針・手続き】
取締役会の全体としての知識・経験・能力、多様性及び規模が当社の持続的成長と企業価値向上の観点から最適となるよう、取締役候補者の選任に際しては、人格、見識、経歴等から今後の経営課題の他、偏りのない多様な観点から、当社の企業価値向上に資すると考えられる者を選出しています。

【補充原則４－１１－２　取締役の兼任の状況】
各取締役の上場会社を含む重要な兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しています。

【補充原則４－１１－３　取締役会の実効性評価】
当社では、事前に各取締役に対して選択式および自由記述式を併用したアンケートを配布の上、その結果をもとに、取締役会においてその実効性について討議を行いました。
その結果、当社の取締役会は、会社の大きな方向性や戦略に関する理解、リスクや内部統制に関する議論、業務執行に対する社外取締役の実効性の高い監督機能の確保等がなされたうえで、審議においては自由闊達で建設的な議論・意見交換が行われ、意思決定における透明性が確保させていることを確認し、取締役会として適切に運用され、全体としては概ね実効性が確保されていると評価いたしました。
今後の課題につきましては、グローバルな視点や次世代の経営者の育成等が挙げられます。
これらの分析・評価を踏まえまして、実効性を更に高めるための取組みを推進してまいります。

【補充原則４－１４－２　取締役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役に対して、それぞれの役割と責務を果たすために必要なトレーニングの機会を提供し、費用の支援を行います。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
⑴ 株主との対話の総括者選任
　株主との対話は社長室が担当しており、株主との対話全般について、情報取扱責任者である社長室長が統括しています。
⑵ 対話を補助する各部署の連携
　管理部、経理部、マーケティング室等部門で連携し、適切な対応を行う様努めています。
⑶ 個別面談以外の取組
　投資家説明会等のIR活動の他、正確な情報を公平に提供するために当社ホームページに各種情報を掲載しております。
⑷ 株主意見の経営陣・取締役会へフィードバック方策
　IR活動を通じて収集した有用なご意見やご要望については経営陣・取締役会へフィードバッグを行い、企業価値向上に役立てます。
⑸ 対話とインサイダー情報管理
　「内部者取引防止規程」に基づき、インサイダー情報の管理を徹底しています。
　また、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、「適時開示規程」に基づき、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としており、決算に関する質問への回答やコメントを原則として差し控えることとしております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
イーソル従業員持株会	2,843,326	13.96
株式会社KAM	1,410,720	6.93
株式会社ビーオービー	1,200,000	5.89
笠谷　喜代年	1,085,765	5.33
株式会社アバールデータ	800,000	3.93
山田　光信	721,125	3.54
長谷川　勝敏	583,015	2.86
INTERACTIVE　BROKERS　LLC	578,800	2.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	471,400	2.31
株式会社デンソー	412,000	2.02

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

———

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

———

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

———

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中井戸信英	他の会社の出身者								△			
奥谷弘和	税理士											
高橋廣司	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中井戸信英		○	社外取締役の中井戸信英氏は、当社取引先であるSCSK株式会社の出身者であります。同社との取引は、その規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として適任であると判断して選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
奥谷弘和	○	○	―――	税理士等としての専門的知識・経験等を有することから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断して選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

高橋廣司	○	○	―――	公認会計士としての経験と幅広い見識を有することから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

社内の情報収集等の面から常勤者が重要な役割を果たすと考えることから、常勤監査等委員を1名設置しております。
補助すべき使用人に関しては、現時点では会社規模から、不要と考えております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社グループでは、監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の三者が連携して監査を行う三様監査の体制をとっており、三者間での相互連携の強化に努めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

通常の役員報酬にて、当該取締役の業績に報いることとしております。また、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限期間は3年から50年とし、所有株式数の増加により取締役が期間中の業績や株価向上を一層意識することになり、株主と同じ目線での経営に向けたインセンティブとして有効なスキームであると考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

・取締役(監査等委員を除く) 7名 83,414千円(うち社外取締役 1名 3,600千円)
・取締役(監査等委員) 3名 10,550千円(うち社外取締役 2名 4,800千円)
(注)1.上表には、2020年2月29日付で辞任した取締役1名を含んでおります。
2.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3.取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2018年3月29日開催の第43回定時株主総会において、年額150,000千円以内(ただし使用人分給与を含まない。)と決議いただいております。
4.取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年3月29日開催の第43回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
5.また、2020年3月27日開催の第45回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して、上記3.の固定報酬枠とは別に、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額40,000千円以内とすることを決議しております。
6.上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額1,925千円(取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)6名に対し1,925千円)。
・譲渡制限付株式の付与のために報酬として取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)5名に付与し譲渡制限付株式5,999千円(報酬等としての額)。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、当社業績並びに各取締役の役位、職務内容及び業績等をもとにして株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会にて決定しております。
監査等委員の報酬は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査等委員会にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役に対しては、取締役会事務局である社長室が取締役会の資料を事前に配布しており、必要に応じて、事前説明を行います。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会
取締役会は代表取締役社長 長谷川勝敏を議長として、常務取締役 上山伸幸、取締役 徳永太、取締役 山田光信、取締役 権藤正樹、社外取締役 中井戸信英、取締役(常勤監査等委員)丸山武四、社外取締役(監査等委員)奥谷弘和、社外取締役(監査等委員)高橋廣司の9名で構成され、法令・定款・当社規程等に定められた事項や経営上の重要事項に関しての報告・審議を通じて意思決定を行うとともに、取締役の業務の執行状況を監督しております。定時取締役会は毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

監査等委員会
監査等委員会は、取締役(常勤監査等委員)丸山武四を議長として、社外取締役(監査等委員)奥谷弘和、社外取締役(監査等委員)高橋廣司の3名で構成されており、監査等委員会は、毎月1回開催しております。さらに、内部監査部門と会計監査人と定期的に会合を開催して、適宜、情報の共有をはかっております。

経営会議
当社の経営会議は代表取締役社長 長谷川勝敏、常務取締役 上山伸幸、取締役 徳永太、取締役 山田光信、取締役 権藤正樹、取締役(常勤監査等委員)丸山武四、執行役員、管理部長、経理部長で構成され、原則月1回開催されております。経営会議は、取締役会への付議についての事前審議、各事業部門の実務報告などを行い、意思決定の迅速化や業務執行の効率化をはかっております。

ガバナンス室
当社グループのコーポレート・ガバナンス並びに監査体制を強化するために、社長直轄のガバナンス室が内部監査業務及びコンプライアンス推進業務を分掌しております。体制は執行役員1名と従業員1名であります。

責任限定契約の内容
当社は、取締役(業務執行取締役であるものを除く)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループはコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、監査を担う者が取締役会の議決権を有するという現在の監査等委員会設置会社の体制が経営の公正・透明性を維持、向上させるために最適と判断し、本体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年3月30日開催の株主総会招集通知は3月12日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、12月決算のため3月に定時株主総会を開催しており、3月決算会社と異なり、株主総会集中日を避けた開催が可能です。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、検討すべき事項として考えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期及び第2四半期において決算説明会を実施いたしました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	四半期ごとの決算短信、四半期報告書、有価証券報告書を掲載しております。また、決算情報以外の適時開示情報、決算説明会資料（日・英）を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室が担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス基本方針と行動規範において、株主、取引先、従業員等のステークホルダーに対する社会的責任を自覚し、公明正大で透明性のある経営を行うべく取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページのIR専用ページ、適時開示等を通じて、ステークホルダーに対し情報開示を行なっております。
その他	経営戦略として、年齢や性別を問わず、多種多様な全ての社員が、いきいきと・元気で・モチベーション高く活躍し続けられる社内風土・職場環境の実現に取り組んでおり、その一環として、ワーク・ライフ・バランスを推進しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において、以下の「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保する体制を整備しております。

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑴ 当社は、企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、コンプライアンス規程を定めるとともにすべての役員及び従業員が法令･定款･社内規程･企業倫理を遵守した行動を取るためのコンプライアンス･マニュアルを策定しております。また、直接従業員から通報相談を受け付ける内部通報制度を設け、法令違反又はコンプライアンス･マニュアルに反する行為又はそのおそれがある事実の早期発見に努めます。同制度では通報者に対する匿名性を担保するとともに不利益となる取扱いの防止を保証しております。

⑵ 当社は、社長直轄の内部監査部門が経営課題に的確に対応した内部監査を通じて内部管理に関する課題を提起することにより、コーポレート･ガバナンスを強化するとともに、子会社を含む各組織に対して内部管理プロセスを重視した内部監査を実施し牽制機能の充実をはかっております。

⑶ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともにこれら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応いたします。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、法令及び社内規程に基づき適正に保存及び管理しております。また、法令又は証券取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行います。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を与えるリスクを事前に把握、分析、評価したうえで適切な対応策を準備し、発生したリスクによる損失を最小限にすべく組織的な対応を行うとともに、リスクマネジメント状況を監督し、定期的な見直しを行っております。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は、経営の基本方針･法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督する機関と位置づけ、運用をはかっております。また、当社は、環境変化に対応した会社全体の将来のビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定しております。さらに、取締役会の下に、社長が議長を務める経営会議を設けて、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議しております。また、当社は、執行役員制度を導入し、権限の委譲を図っております。

5.当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の社長室の管理のもと、子会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項については予め当社の承認を求めることや、当社に報告を求めることにより、子会社の経営管理を行っております。さらに、当社の内部監査部門が当社グループ全体に対して内部監査を実施し、業務の適正を確保しています。

6.監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、社長直轄の内部監査部門が監査等委員会の求めに応じて監査等委員会の監査を補助することとしております。監査等委員会の招集事務、議事録の作成、その他監査等委員会会議運営に関する事務は内部監査部門がこれを補佐します。また、当該使用人の任命･異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ること、監査等委員会から監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、当社取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令を受けないものとすることにより、取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。

7.当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

当社は、当社監査等委員会が定期的に取締役又は使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的に行われることを確保するため内部監査部門が監査等委員会の業務を補助しております。また、内部監査部門は内部通報制度により当社グループの役職員から得た通報内容について、当社監査等委員会に報告を行うこととしております。さらに、当社及び子会社の監査等委員又は監査役間での情報共有をはかっております。当社グループは、内部通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めるとともに、当社の内部監査部門へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

8.監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けているほか、監査等委員会がその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときには、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理することとしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

⑴ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断することを基本方針としております。

⑵ 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

･体制の整備状況

不当要求等に対する対応部署を管理部総務課、最高責任者を管理部長としております。

･外部組織との連携状況

公益社団法人暴力団追放運動推進都民センターに加入し情報収集に努めるとともに、警察関係とも連携できる体制を整えております。

･各取引における反社会的勢力排除の整備状況

各種契約書に反社会的勢力排除条項を設けており、さらにその条項に違反した場合の契約解除要件を明確に定めております。

･教育体制の整備状況

コンプライアンス部門が中心となり、反社会的勢力への取組みへの教育を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

———

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図（参考資料）】

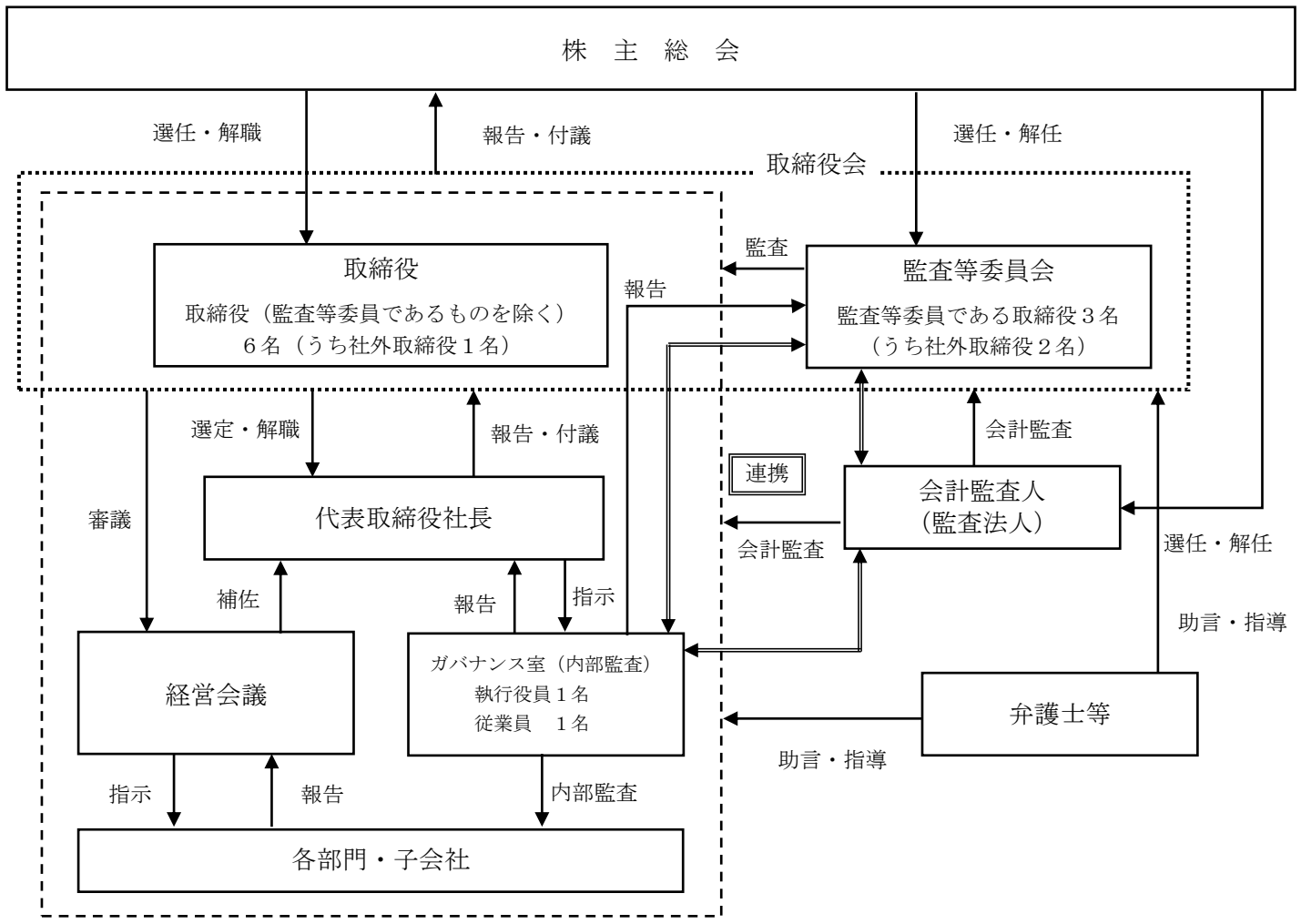

【適時開示体制の概要（模式図）】

（決算に関する情報の適時開示業務フロー）

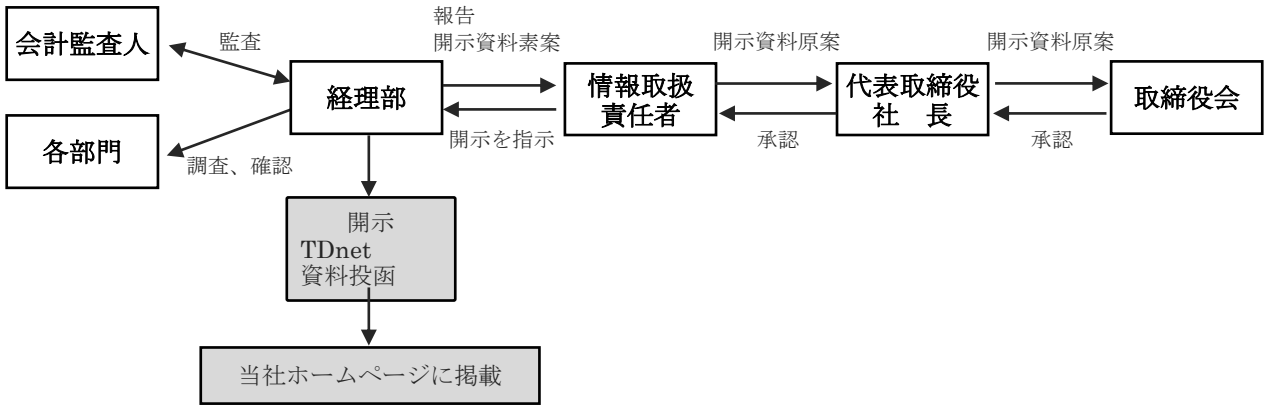
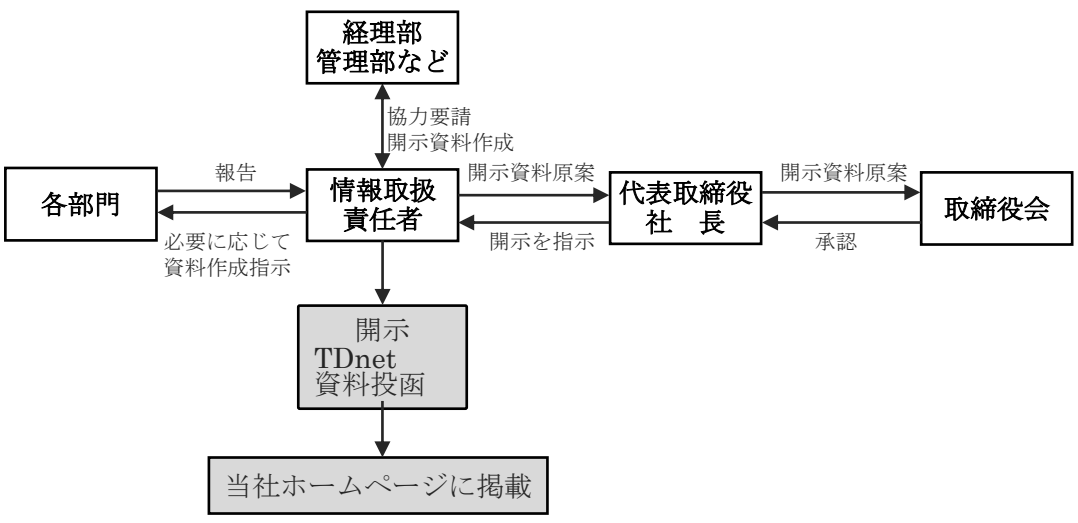
（決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー）